

大阪市立東住吉中学校 「学校いじめ防止基本方針」

令和7年4月1日

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考え方をもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、人権尊重の精神を基盤とし、互いに認め合い、「いじめ」のない集団の育成のために「大阪市立東住吉中学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の3点をあげる。

① いじめを絶対に許さない学校の雰囲気づくりに関する取組

- ・人権教育の充実
(仲間を大切にする・相手の立場に立ち共感的に考える・互いに理解し支えあう)
- ・道徳教育の充実
(人間尊重の精神を根ざした豊かな心を育てる教育活動を推進する)
- ・体験学習の充実
(自然体験、職場体験、ボランティア体験、福祉保育体験等をさらに充実させる)
- ・言語活動を重視した特別活動の充実
(生徒会活動等の活動を充実させる)

② 未然防止・早期発見のための取組について

- ・日常の観察
(学活や清掃等、教職員が生徒とともに過ごす機会を積極的に設ける)
- ・アンケート調査
(学期に1回、定期的に行うことで生徒からのサインを逃さない環境をつくる)
- ・教育相談
(教職員と生徒との信頼関係を形成し、日頃から気軽に相談できる環境をつくる)
- ・スクールカウンセリング
(気になる生徒に対して、毎週1回のスクールカウンセリングを活用する)

③ 家庭・地域との連携について

- ・PTA実行委員会や懇談会等を通じて、実態・指導方針等の情報交換をする。
(情報発信を工夫し、いじめ防止対策や対応についての啓発を行う)

3. いじめの未然防止についての取組

＜基本姿勢＞

いじめは、どの児童生徒にも起こりえる、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

(1) 授業改善について

- ① 生活指導の充実による生徒の学習意欲を向上させる取組について
 - ・「あいさつをする」「遅刻をしない」を基本とし、規律正しい態度で授業や行事に参加し、活躍できるよう工夫する。
- ② 個に応じた学習形態・学習方法の工夫と改善への取組について
 - ・国語、数学、英語において、習熟度別少人数指導を実施することにより、基礎・基本の定着と発展的課題解決を図る
 - ・電子黒板などICT機器を活用し生徒の学習意欲を高めるよう工夫する。
- ③ 指導力の向上に関する取組について
 - ・相互参観授業などを行い指導方法に関して、工夫改善していく。
 - ・教育センター教育指導員の指導を受け、校内研究を充実させる。

(2) 自己有用感を高めるために

- ①一人一人が活躍することができる活動を充実させるための取組について
 - ・各学年において、キャリア教育を充実させて取り組む。
職業講話（1年）保育福祉体験（2年）進路講話（3年）
- ②友だちや教職員と関わり、人のつながりを感じることのできる集団づくりについて
 - ・学校元気アップ事業との連携で、茶道などを通して地域の方々とのつながりを大切にした取り組みを行う。
- ③生徒を認め、讃める指導を充実させるための取組について
 - ・生徒のよいところについて情報交換を行う。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成

- ①道徳教育や学級活動の充実を図る取組について
 - ・道徳の時間を充実させる。
- ②命の大切さや互いを思いやることの大切さを実感することができる取組について
 - ・人権教育を充実させ、生命の尊さを学ばせる。
- ③「傍観者」もいじめに加担していることを認識させるなどの指導について
 - ・健全な集団づくりを徹底する。
- ④情報モラルに関する取組について
 - ・今日的な課題である携帯電話などの利用について生徒はもちろん保護者へ啓発する。

4. いじめの早期発見についての取組

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

①児童生徒観察の充実と情報の共有化について

(ささいな変化に気づくことができる体制づくりについて)

②変化の記録（5W1H・誰が 何を いつ どこで なぜ どのように）について

③アンケート調査の活用、教育相談（個人面談）の実施について

④スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用について

⑤外部機関との連携について

⑥いじめ相談窓口の周知について

・電話教育相談（こども専用）こども自身から悩みなどの相談

電話：06-4301-3140（月曜から金曜＜祝日、年末年始を除く＞
9時から19時受付）

・24時間電話いじめ相談 毎日24時間いじめに関する相談

電話：0570-0-78310（全国共通）

一部のIP電話、PHSではつながりませんので、次の番号をご利用ください。

月曜から金曜 9時から19時（祝日、年末年始を除く）

電話：06-4301-3140

5. いじめの早期解決についての取組

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

①いじめ事案を委員会（管理職等）へ報告する体制について

②全教職員が団結して問題解決に取り組むための体制づくりについて

③被害児童生徒の保護、加害児童生徒への指導について

（情報の共有化・教職員の連携等）

④警察などの関係機関との連携について

⑤家庭・地域との連携について

⑥ネット上のいじめに対しての『大阪の子どもを守るサイバーネットワーク』の活用について

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

①いじめ対策委員会

<構成メンバー>

- ・主任会と兼ねることで、週1回情報交換を行う。

管理職、教務主任、生徒指導主事、学年主任、進路指導主事、首席、保健主事
<役割>

- ・学年基本方針に基づく具体的な年間指導計画の作成、実行、検証、修正を行う。
- ・いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動に関する情報の収集や記録、共有を行う。
- ・いじめに疑いに係る情報があった場合には、緊急会議を開催し、迅速な情報の共有、関係生徒への事情聴取、指導および支援の方針の決定、保護者との連携を行う。

②常設の委員会、事案発生時の委員会の設置などについて

- ・常設の委員会 週に1回の主任会の中で実施する。
- ・事案発生時は、主任会のメンバーに生活指導部長、養護教諭、当該学級担任も加える。

③校内研修会の実施について

- ・校内研修会年間計画に位置づけて実施する。
- ・必要に応じて、職員会議等を活用し実施する。

【年間計画】

いじめ対策委員会は週1回開催する。

すべての教職員が出席する委員会は、年3回実施する。

4月 指導方針、指導計画等

5月 いじめについて考える日

9月 情報の共有、2・3学期の計画（中間評価）

2月 本年度のまとめ、来年度の課題検討（最終評価）、

「いじめ防止基本方針」の見直し

【アンケート調査等】

①児童生徒対象いじめアンケート調査 年3回（6月・11月・2月）

②保護者対象いじめアンケート調査 年2回（7月・12月）

④ 教育相談を通じた学級担任による児童生徒からの聞き取り調査

年3回（6月・11月・2月）

【研修会】

- ・生活指導研修会（4月）
- ・人権教育実践研修会（11月）
- ・相互参観授業（7月・11月）

(2) 保護者や地域・関連機関との連携

①ホームページや学校だよりなどによる情報発信・啓発について

②学校協議会への提案・協力体制について

③委員会への地域諸団体や関連機関の参加要請について

(3) 取組内容の検証

①P D C A サイクルの活用や「運営に関する計画」との関連について

②取組評価アンケートの実施等、未然防止の推進・再発防止に関する改善方法について

7. 重大事案への対処

ア) 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」

イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等があった場合、
速やかに教育委員会に報告し、連携して、調査および対応を行う。

以下の①～④について、校長の判断と指示のもと迅速に対応できるよう、教頭・生徒指導主事を中心に、日頃から体制を整えておく。

①学校の対応（隠蔽しない・誠意ある対応・窓口の一本化）について

②調査組織の設置や事実関係の明確化について

③被害生徒及びその保護者への適切な情報提供について

④教育委員会への報告について

※ いじめ発見の際の流れ

訴え・相談
気づき

学級担任・部活動顧問
等による聞き取り

管理職・学年主任・生徒指導主事・
生活指導部長等に報告

いじめ対策委員会で指
導方針の決定

被害生徒への支援
加害生徒への指導

被害生徒・加害生徒
の保護者への連絡

学級・学年・部等
での全体指導